

一般社団法人 日本超音波検査学会 財務規程

平成22年 9月 1日 制 定

平成22年12月18日 一部改正

平成23年 4月 1日 一部改正

平成26年 6月16日 一部改正

(総則)

第1条 一般社団法人日本超音波検査学会の財務に関する取扱いについては、定款によるほかこの規程の定めるところによる。

(予算)

第2条 予算は、各委員長が業務計画案を基に予算案を計上し、三役の調整後に理事会へ答申し、理事会の承認を経て総会の議決を得なくてはならない。

第3条 予算は、目的以外に使用することはできない。

第4条 支出予算の経費の金額については、勘定科目間において流用することはできない。ただし、予算の執行上の必要に基づき、あらかじめ理事会の議決を経た場合に限り、総会の承認を経て流用することができる。

(経費の負担)

第5条 本学会の会員になった時および毎年、会員は以下に定める額を支払う。

1. 入会金2,000円（正会員のみとし、賛助会員、学生会員については入会金を納めることを要しない）
2. 正会員年会費 7,000円
3. 賛助会員年会費 100,000円（ただし、口数に制限は設けない）
4. 学生会員年会費 3,500円
5. 名誉会員は年会費を免除される。

(予備費)

第6条 予見し難い予算の不足に充てるため、予備費として相当と認める金額を収支予算に計上することができる。

第7条 予備費の計上を必要とするときは、理事会の議決を経なければならない。

(備品管理)

第8条 本学会が所有する備品は、財務委員会が以下の事項につき管理を行う。その統括者は、財務委員長とする。

1. 備品台帳の更新と管理
2. 備品購入申請書、備品廃棄申請書の作成と管理
3. 備品移動申請書の作成と管理

第9条

1. 備品購入は、備品購入申請書を財務委員長に提出し、理事長・副理事長の承認を受けて行わなければならない。
2. 備品廃棄処分は、備品廃棄申請書を財務委員長に提出し、理事長・副理事長の承認を受けて行わなければならない。
3. 備品管理者を変更する場合は、備品移動申請書を財務委員長に提出し、理事長・副理事長の承認を受けて行わなければならない。

(現金の取扱)

第10条 現金は、常時必要最低限のものを除き、確実な金融機関に預金しなければならない。

(現金取扱者の弁償責任)

第11条 現金取扱者が、その保管にかかる現金を亡失した場合において、善良な管理者としての注意を怠ったときは、弁償の責を免することができない。

(資産の管理)

第12条 財務委員長は、理事長の命を受け、資産を管理し、予算の執行に当たるものとする。

第13条 財務委員長は、資産状況および予算執行状況を随時理事長に報告しなければならない。

(財務担当理事、財務委員会)

第14条 財務担当理事は、次に掲げる事項を司る。

1. 毎月の経理状況に関すること
2. 収支決算の作成に関すること
3. 年度収支予算の編成に関すること
4. 会計簿の作成および保管に関すること
5. 現金の保管出納に関すること
6. 財政の確立に関すること
7. 会務執行に必要な借入金に関すること
8. 暫定予算に関すること
9. その他会計に関すること

第15条 財務担当理事は、次に掲げる帳簿を備え、経理を明らかにし理事会に報告しなければならない。

1. 財産台帳
2. 現金出納簿
3. 会費、寄付金等出納簿
4. その他必要な書類および補助簿

第16条 財務担当理事は、財務に関する処理を円滑に実施するために財務委員会を設置する。

第17条 財務担当理事は、地方会担当理事と相談し、以下の地区から原則として各2～3名の財務委員を選出し、理事会の承認を得るものとする。

1. JSS北海道地区

北海道全域

2. JSS東北地区

青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島

3. JSS関東甲信越地区

東京, 神奈川, 埼玉, 千葉, 茨城, 栃木, 群馬, 山梨, 長野, 新潟

4. JSS中部地区

富山, 石川, 福井, 愛知, 岐阜, 静岡, 三重

5. JSS関西地区

大阪, 兵庫, 京都, 滋賀, 奈良, 和歌山

6. JSS中国地区

岡山, 広島, 山口, 島根, 鳥取

7. JSS四国地区

香川, 徳島, 愛媛, 高知

8. JSS九州地区

福岡, 大分, 佐賀, 長崎, 宮崎, 熊本, 鹿児島, 沖縄

第18条 財務委員会の構成は, 財務委員16名以上24名以内, 任期2年とし, 再任は妨げない.

第19条 財務委員は, 財務委員長の命を受け, その任(地方会・企画会議および学術講習会などの財務処理)に当たるものとする.

(収入および支出に関する勘定科目)

第20条 勘定科目は収支予算作成時に財務委員長が作成し, 三役の調整後に理事会へ答申し, 理事会の承認を経て総会の議決を得なくてはならない

(交通費)

第21条 学会役員, その他特別に認められた者が, 会務のために行動する場合には, 交通費を支給する. 交通費は別に財務マニュアルにて定める.

(宿泊費)

第22条 学会役員, その他特別に認められた者が, 会務のために行動した際の宿泊費は別に財務マニュアルにて定める.

(行動費)

第23条 学会役員, その他特別に認められた者が, 会務を遂行した場合に支給する行動費を支給する. 行動費は別に財務マニュアルにて定める.

(会議費)

第24条 学会役員, その他特別に認められた者が, 会務を遂行した実働時間内に生じた食事代は, 会議費として計上し別に財務マニュアルにて定める.

(慶弔, 祝賀, 謝礼, 交際)

第25条 個人または他団体に対し, 慶弔, 祝賀, 謝礼および交際における一般社団法人日本超音波検査学会の意を表する目的として理事長または理事会が必要と認めた場合, 以下の項目につ

き学会本部運営費として処理する。

1. 祝電または祝金
2. 弔電および檣, 弔慰金
3. 祝賀, 謝礼に関する金品の支出, 電報および文書等の発行に関する支払い
4. 三役および各委員長が出席する他学会の打ち合わせに持参する交際費
5. 抗議等に対しての, 謝罪および御礼の費用

(各種謝金)

第26条 講師料, 原稿執筆料, 問題作成費用, ビデオ作成費用, アルバイト料, 司会料, コメンテーター料, その他の謝金は別に財務マニュアルにて定める。

(地方会, 講習会)

第27条 地方会・講習会の財務処理は, 財務規程第21条(交通費), 第22条(宿泊費), 第23条(行動費), 第24条(会議費), 第26条(各種謝金)に従い, 別に定める財務マニュアルに沿って行動するものとする。

(理事会, 各委員会)

第28条 理事会に係る財務処理は, 財務委員長がこれにあたる。各委員会に係る財務処理は, 各委員長が指名した委員がこれにあたる。各委員長は会議および会合の収支について, 財務委員長へ報告する。

(学術集会)

第29条 学術集会に係る財務処理は, 以下のとおりとする。

1. 学会長が指名した財務担当者がこれにあたる。
2. 財務担当者は, 2名以上とする。
3. 財務担当者は, 学会長の報告および申請に基づき財務処理を行う。
4. 学会長は, 収支の経緯を随時理事会へ報告する。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は, 理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は, 平成22年9月1日より施行する。